

火災原因損害調査規程運用要綱

平成4年6月24日
4千消予第120号

改正 平成6年12月8日6千消予第237号 平成14年3月25日13千消予第516号
平成23年3月30日23千消予第2663号 平成25年3月29日24千消予第2814号
平成25年9月30日25千消予第1135号 平成26年4月30日26千消予第246号
平成27年3月27日26千消予第2101号 平成28年3月23日27千消予第2043号
平成29年3月24日28千消予第3305号 令和元年9月20日31千消予第1060号
令和3年3月29日2千消予第1765号 令和7年3月27日6千消予第1515号

この要綱は、火災原因損害調査規程（昭和57年消防局訓令（甲）第3号。以下「規程」という。）第68条の規定に基づき、調査の実施に関して必要な事項を定める。

- 規程第3条第2項第1号で定める発火源、経過及び着火物並びに出火箇所とは、次のとおりとする。
 - 発火源とは、出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。
 - 経過とは、出火に関係した現象、状態及び行為をいう。
 - 着火物とは、発火源によって最初に着火した物をいう。
 - 出火箇所とは、火災の発生した箇所をいう。

- 規程第4条で定める火災の定義について具体的には、次のとおりとする。

- 人の意図に反するとは、反社会的であるといえる。

火災は、災害の一種であり社会公共の福祉と秩序をみだすものであるから、こうした現象を発見した者は通常人（社会一般の常識をもった人）である限り消火行為、通報等の適応した行動をおこすであろう。それはこれらの現象を放置すれば社会通念上公共の危険が予想されるからである。このように通常人の意思に反するもの、又は放火によって発生するということは火災として成立する上に欠くことのできない条件である。

- 消火の必要のある燃焼現象とは、次の二つに区分できる。

ア 延焼危険

延焼拡大の危険性があると客観的に判断されるものでなければならない。

イ 燃焼物の価値

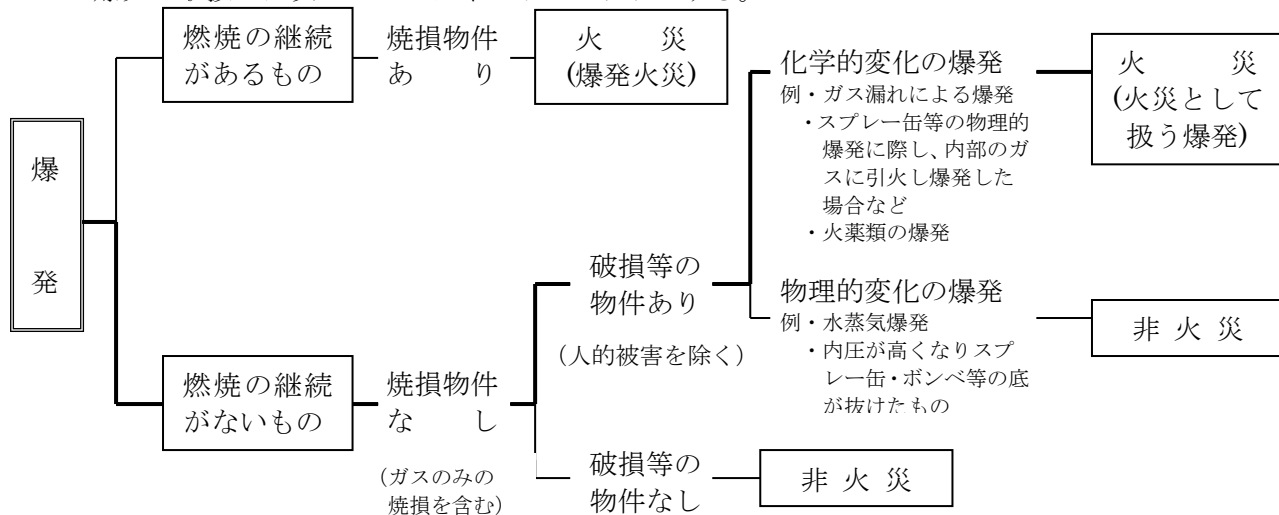
燃焼する物体が経済的に価値あるものであれば、通常人は消火の必要を感じる。しかし燃焼物の経済的価値の有無にかかわらず、社会的にみて消火の必要があるものもある。

したがって、損害額の有無のみによって火災か否かを即断することはできない。

- 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすることについては、簡易消火用具として「水バケツ」、「水そう」、「乾燥砂」があるが、これらの代用としてたまたま付近にあるものを使用して消火することもある。このように消火効果がある物を現に利用し、あるいはそれらの物の利用をすることが必要であると客観的に判断される燃焼現象であることが重要である。

- 爆発現象（以下「爆発」という。）とは、化学的变化による爆発の1つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

爆発の取扱いは次のフローチャートのとおりとする。



3 規程第5条で定める火災件数は、次のとおりとする。

火災は、一つの出火点から拡大したもので出火から鎮火に至るまでを1件とする。

(1) 一つの消防対象物で、2箇所以上から出火したもので次に定める場合は、1件の火災とする。

ア 連続行為による放火、火遊び等の原因で同一人の行為に基づくものであるときは、1件の火災として取り扱う。ただし、推定した出火時刻がほとんど同時刻であっても互いに意思の連絡のない2人以上の者の放火、火遊び等の原因に基づくものであるときは、別件の火災とする。

イ 2人以上の者の放火、火遊び等により出火時刻が異なって、2箇所以上から出火し、その燃焼が合流したためそれぞれの出火箇所から出火した火災により焼損した部分が判別できないものは1件の火災として取り扱う。

ウ 漏電等による火災で、出火箇所が2箇所以上であっても原因が同一の漏電等に基づく同時出火のものについては、1件の火災として取り扱う。

エ 地震、落雷等により、同一の建物で出火箇所が2箇所以上であっても1件の火災として取り扱う。ただし、鎮火した後に出火した場合は別件の火災とする。

(2) 飛火火災の取り扱い

飛火火災は、飛火の発生した火災現場から消防隊が引き揚げる以前のときは、同一火災とし、消防隊が引き揚げた後に発生した飛火火災については、別件の火災として取り扱う。

(3) 再燃火災の取り扱い

再燃火災については、再燃前の火災と同一として取り扱う。ただし、ふとん等から出火し、いったん消火したはずのものが再燃した場合においては、当該物件の移動等が確認された時に限り、それぞれ別件の火災とする。

4 規程第6条で火災の種別は、次のとおりとする。

(1) 建物火災

「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

ア 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵所、その他これらに類する施設又はアーケード、建築物に附属する門及び塀は除く。ただし、「長屋門」は、建物として扱う。

(ア) 建物として取り扱う最低限度

原則として床面積1.5平方メートル以上のもので通常人が容易に出入りできる高さ（おおむね1.8メートル）を有するもの。ただし機能、構造等から建物として取り扱うことが適当でないものは除く。

(イ) 新築中のもので建物として取り扱う場合

a 木造及び防火構造については、屋根を葺き終わったもの。

b 準耐火建物及び耐火建物については、屋上スラブのコンクリートを流し終えたもの又は鉄板等で葺き終わったもの。なお床スラブのコンクリートを流し終えた階より下階での出火は「建物火災」として扱う。

c その他の構造は、前記a・bを準用する。

(ウ) 解体中の建物については、前記a・bを逆に解釈して取り扱うほか、廃屋についてはその価値判断によって取り扱う。

(エ) 次のものは建物とみなさない。

a 建物の外壁又は屋根等に取り付けてある看板、ネオン塔、広告塔、物干し及び日除け、並びに建物に附属する門、又は塀の類

b 公衆電話ボックス、路上広告塔、アーケード

イ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。バルコニー、ベランダ等に置かれた物で建物内に収容されているものと一体化しているものは、収容物となる。

(ア) 店舗内から軒下まで連続してはみ出した商品等は収容物とする。（独立しているものは除く。）

また、車庫内から自動車等がはみ出している場合は、はみ出した部分が半分を超えるか否かを目安に収容物か否かを区分する。

(イ) 物干台（構造物）、屋根等に干してある洗濯物、布団等は収容物としない。

(ウ) 屋内、外の判定は建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積に含まれる部分は屋内とする。

なお、屋上は屋外とする。

(2) 林野火災

「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

ア 「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外の木竹の集団的な生育に供される土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地、及びこれらの上にある立木竹を除く。

なお、森林は次の二つに分けて考えることができる。

(ア) 自然林

(イ) 育林（一定の目的のために木竹を植え込み、補植、枝打、間伐、下刈り等を行なって木竹を育成しているもの）

イ 「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。

ウ 「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）及びその土地の上にある木竹、雑草をいう。

(3) 車両火災

「車両火災」とは、次に区分する自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

ア 「自動車車両」とは、イの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。

イ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）における旅客、貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

ウ 「被けん引車」とは、原動機によって運行することができる車によって「けん引」させる目的で作られた車をいうが、車両にけん引されているリヤカー、荷車その他の軽車両を含む。

エ 自動車車両にいう「原動機によって運行することができる車両」とは、登録の有無は問わないが、児童、生徒向けの玩具若しくは遊戯用又は専ら競技用に供されているものは含まない。

オ 次のものは廃車（その他の火災）として取り扱う。

(ア) 登録の有無にかかわらず、走行装置、操縦装置、制動装置の一部を欠き、運行不能な車両

(イ) 解体目的で、解体業者の所有となっている車両

(4) 船舶火災

「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

ア 「船舶」とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。（登録、エンジン搭載の有無は問わない。）

イ 次のものは船舶とみなす。

(ア) 船舶により曳航中の被曳物

(イ) 浸水した建造中の船舶

(ウ) 修理等のため船台、船渠、海岸、河川敷等に一時的に引き揚げられている船舶

(エ) 廃船のうち、機関、操舵輪、かじ等必要な設備があり許可番号、船名、その他当該船舶の所有者等の確認ができるもの

(オ) 「かい」によって運航する遊戯用、競技用のボートは船舶とみなさない。ただし、湖水の上を運行しても動力によるもの（モーターボート等）は船舶に含まれる。又「ろ」によって運行する伝馬船は船舶に含むものとする。

(5) 航空機火災

「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

ア 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供する事ができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

(6) その他の火災

「その他の火災」とは、前記（1）から（5）までに掲げる火災以外の火災をいう。

ア 次のものは、その他の火災として取り扱う。

(ア) 屋外（建物外部）にある動産。ただし、車両、船舶、航空機は除く。

(イ) 建物以外の工作物及び構築物

(例) 屋上物干台、門、塀、アーケード、ネオン塔、広告塔、屋上水槽、屋上簡易変電設備、屋上クーリングタワー、公衆電話ボックス

(ウ) 建物外部に取り付けた物件

(例) 看板、物干し、日除け、ネオン塔、広告塔、積算電力計等

(エ) 農地、宅地、公園、植物園、河川敷地、軌道、敷地、道路、空地等の上にある立木竹、雑草

及び物件

- 5 規程第8条で、調査の主体は原則として火災の発生した地域を管轄する消防署長と定めているが、消防長が必要と認める火災については、消防長が調査を実施するものとする。
- 6 規程第10条で定める調査本部は、次のとおりとする。
 - (1) 調査本部は、必要に応じて現地に設置することができる。
 - (2) 調査本部において行う事項
 - ア 火災状況の把握
 - イ 調査区域の決定
 - ウ 関係機関との協議（情報交換）
 - エ 調査方針及び進行計画の樹立決定
 - オ 調査結果の検討
 - カ 報道機関への情報提供
 - キ その他必要事項
 - (3) 調査本部の種別及び組織
 - ア 特別調査本部
消防長が設置するもので別表第1の組織による。
 - イ 署調査本部
署長が必要と認めた場合に設置するもので別表第2の組織による。
 - (4) 特別調査本部の設置基準は、概ね次に掲げる火災とする。
 - ア 死者が3名以上発生した火災
 - イ 負傷者が10名以上発生した火災
 - ウ 建物焼損延面積が3,000平方メートル以上の火災
 - エ その他消防長が必要と認める火災
 - (5) 調査本部は、千葉県消防警防規程〔平成30年5月22日、消防局訓令（甲）第14号〕第20条に定める現場指揮本部の解散後に設置するものとし、調査本部を設置する際には、火災調査に係わる所要の情報を引き継ぎ、情報の一元化を図るものとする。
 - (6) 調査本部の組織は、火災の規模及び対象により適合した組織に変更することができるものとする。また、本部長の指示により管轄消防署以外の調査員の応援要請を行うことができる。
 - (7) 調査本部の設置は、消防長及び署長が通知する。
 - (8) 調査本部の解散は、本部長が実情に合った手段により通知する。
- 7 規程第11条の2第3項に定める火災調査資格者の配置については次のとおりとする。
 - (1) 署長は火災調査アドバイザー又は火災調査インストラクターを予防課調査係第1勤務及び第2勤務に各1名以上配置するように努めるものとする。
 - (2) 予防部長は予防部予防課調査係に火災調査アドバイザー及び火災調査インストラクターを配置するように努めるものとする。
- 8 規程第22条に定める調査指揮者は、編成した調査班の概ね上位の階級にある者とする。
- 9 調査指揮者は、具体的な調査計画を立て、任務分担を調査員に指示するものとする。
- 10 規程第25条第2項で定める「出火出動時における見分調査書」の作成は、規程第22条に定める出火原因判定者の要請により作成するものとする。
- 11 規程第26条第2項に定める「聞き込み状況調査書」の作成は、出火原因判定者の要請により作成するものとする。
- 12 規程第30条第2項で定める実況見分時の立ち会い
実況見分時の関係者の立ち会いが、関係者の死亡、その他の事情により得られないときは、公務員、教員、自治会長等公の職にある者を立会人として行うことができる。
- 13 規程第37条で定める保護者とは、次のとおりとする。
 - (1) 少年に対して法律上、監護教育の義務ある者
 - (2) 少年を現に監護する者
- 14 規程第42条で定める出火原因判定書の作成は、原則として当該火災に出動した調査員（救急隊を除く。）が行うものとする。
- 15 規程第45条で定める火災物件明細報告書の提出を求めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 不動産、動産に損害が生じたとき
 - (2) 家畜等に損害が生じたとき
- 16 規程第46条で定める損害額の決定は、別に定める損害額の算出要領によるものとする。

- 17 規程第55条に定める火災発生記録表は、管轄区域内の火災発生順ごとに記入し整理するものとする。
- 18 規程第56条に定める継続用紙は、指定様式以外であっても必要に応じて使用できるものとする。
- 19 規程第5章に基づく調査書類の作成上の一般的事項は、次のとおりとする。

(1) 文字の訂正方法等

ア 文字を訂正するときは、誤字を横2線で抹消し、その上部に正しい文字を記入する。その左欄外に「削○字、加○字」と記入し、訂正署名する。

(例)

(訂正署名)

削4字	
加4字	1 1 1 1
千葉太郎	郵便番号 2 6 0 - 0 8 5 4

イ 文字の挿入は、脱字が短いときは脱字の上に「V」記号を付し、脱字が長いときは脱字の上に「┐」記号を付して必要な文字を加え、その左欄外に「加○字」と記入し、訂正署名する。

ウ 文字を削除するときは、誤り又は余分な文字を横2線で抹消する。その左欄外に「削○字」と記入し、訂正署名する。

(2) 余白部分の処理

調査書類の末尾に余白部分が生じたときは、質問調査書の質問者の記入がある場合を除き、余白箇所を「以下余白」と記載する。

(3) 筆質

黒色とする。

- 20 規程第58条に定める報告は、次のとおりとする。

(1) 第1項の消防長に対する報告は、予防部予防課調査員の調査指揮者とする。

(2) 報告は、原則として火災を消防機関が覚知した日から起算して60日以内に火災原因損害調査報告書を提出し、決裁を受けるものとする。ただし、第1項で消防長に報告する場合及び第2項に該当する場合は90日以内、略式出火原因判定書による場合は20日以内とする。

(3) 前記の期限内に、提出できない正当な理由がある場合は、火災原因損害調査報告書遅延理由書(別記様式)を作成し、消防長又は署長に報告するものとする。

- 21 規程第58条第2項に定める「火災の規模及び原因・損害の状況等により特に必要と認める場合」とは、消防長から報告を求められた場合を含むほか次のとおりとする。

(1) 死者が発生した火災(自殺者を除く)

(2) 負傷者が5名以上発生した火災

(3) 損害額が1億円以上の火災

(4) その他署長が消防行政上必要と認める火災

- 22 規程第58条第3項に定める予防部長への報告は、予防部長から報告を求められた場合の他、6月及び12月の末日の状況を翌月15日までに報告するものとする。

- 23 規程第59条に定めるり災証明書の交付については次のとおりとする。

(1) り災者とは火災により直接かつ具体的に被害を受けた者をいう。

(2) り災証明書の交付方法については、別に定める要領によるものとする。

- 24 規程第60条から第64条に定める震災に伴う火災の調査については、別に定める要領によるものとする。

- 25 規程第65条に定める照会の回答については、千葉市消防決裁規程(昭和62年4月30日、千葉市消防局訓令(甲)第5号)の規定に基づくほか次によるものとする。

(1) 個人情報の提供に関する指針(平成19年4月、千葉市消防局)

(2) 火災原因損害調査に関する照会の取扱いについて

(平成28年3月16日付、27千消予第2002号の予防部長通知)

- 26 規程第66条に定める参考人等に対する費用弁償は、次のとおりとする。

(1) 参考人とは、火災原因損害調査に協力するため、消防長又は署長の求めに応じて、火災の発見状況等の申述をするため、消防局、消防署(出張所を含む)に出頭した者をいい、概ね次に掲げる者を除く火災の発生に関係のある者とする。

ア 火災を発生させた者

イ 火災発生に直接関係あるもの

(ア) 火災を発生させた者と共同作業をしていた者

(イ) 火災を発生させた者の親権者、法定代理人、補佐人

(ウ) 職務上の監督関係にある者

ウ 火元の所有者、管理者及び占有者

エ 火元の居住者及び勤務者

(2) 通訳とは、火災原因損害調査に協力するため、消防長又は署長の求めに応じて、双方の言葉等を訳して伝えるため消防局、消防署（出張所を含む）及び火災現場等に出頭した者をいう。

(3) 通訳を必要とする範囲

法第32条第1項に定める関係のある者のうち次の場合とする。

ア 外国人等で日本語が理解できず話すことができない場合

イ 関係者に通訳ができる人がいない場合

ウ その他消防長又は署長が必要と認めた場合

(4) 通訳の要請方法

通訳の要請は、予防部予防課に連絡するものとする。

(5) 費用弁償の手続き

費用弁償は、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成2年6月26日条例第31号）により出頭を求めた所属で手続きをするものとする。

(6) 運用上の注意

ア 消防長又は署長は、参考人の出頭を求める前に、調査員の出向を命ずるように努めること。

イ 参考人等が出頭するときは、印鑑を持参させること。

27 規程第67条の保存については、次のとおりとする。

(1) 規程第58条第1項で定める調査指揮者が消防長に報告した火災原因損害調査報告書は、決裁後、火災の発生した地域を管轄する署長に送付するものとする。

(2) 規程第58条第2項で定める署長が消防長に報告した火災原因損害調査報告書は、決裁後、返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年12月8日6千消予第237号）

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日13千消予第516号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日22千消予第2663号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24千消予第2814号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日25千消予第1135号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月30日25千消予第246号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日26千消予第2101号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日27千消予第2043号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日28千消予第3305号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日31千消予第1060号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2千消予第1765号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日6千消予第1515号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

特別調査本部組織表

編 成			任 務 分 担
本 部 長 (消防局長) 副本部長 (予防部長) (管轄署長)	第1班 (予防部予防課長)	予防部予防課員 管轄署員	○総合調整 ○調査方針の決定 ○関係機関との連絡調整 ○火災原因損害調査 ○調査結果の検討 ○避難・初期消火等の状況調査 ○防火管理状況調査 ○現場広報 ○報道機関等への情報提供 ○その他必要な事項
		管轄署員	○死傷者の調査 ○救助・救出状況調査 ○消防隊活動状況調査
	第2班 (予防部指導課長)	予防部指導課員 管轄署員	○消防用設備等の位置・管理作動・活用状況調査 ○危険物施設等の調査

別表第2

署調査本部組織表

編 成			任 務 分 担
本 部 長 (消防署長) 副本部長 (副署長)	第1班 (予防課長補佐)	署 員	○総合調整 ○調査方針の決定 ○関係機関との連絡調整 ○火災原因損害調査 ○調査結果の検討 ○避難・初期消火等の状況調査 ○防火管理状況調査 ○現場広報 ○報道機関等への情報提供 ○その他必要な事項
	第2班 (調査係長)	署 員	○死傷者の調査 ○救助・救出状況調査 ○消防隊活動状況調査
	第3班 (予防係長)	署 員	○消防用設備等の位置・管理作動・活用状況調査 ○危険物施設等の調査

別記様式

年 月 日

(あて先) 千葉市消防長

千葉市 消防署長 様
所 属
階級・氏名

火災原因損害調査報告書遅延理由書

千葉市 区 町 の 火災に係る火災原因損害調査報告書
については、下記の理由により提出が遅延することを報告します。

記

火災発生日時	年 月 日 時 分頃
火災発生場所	千葉市 区
火 災 種 別	
焼 損 状 況	
提 出 予 定 日	年 月 日
遅 延 理 由	※ここから入力して下さい。